

北広島市 6 次産業化等推進戦略(案)

北海道 北広島市

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・ 2
 - (1)戦略策定の趣旨と位置づけ
 - (2)戦略期間及び目標年度
 - (3)推進戦略の推進体制と進行管理

- 2 北広島市農業及び6次産業化等の現状と課題・・・・・・・・ 3
 - (1)北広島市の自然環境及び農業の概況
 - (2)都市型農業への展開
 - (3)6次産業化等の現状
 - (4)6次産業化等の課題

- 3 現状と課題を踏まえた6次産業化等の推進方策・・・・・・・・ 8
 - (1)6次産業化等支援事業補助金の創設
 - (2)人材育成
 - (3)6次産業化・農商工連携の促進
 - (4)地産地消の推進
 - (5)販路の拡大
 - (6)地域ぐるみの新商品開発プロジェクト

- 4 6次産業化等の成果目標・・・・・・・・ 10
 - (1)北広島市のグリーン・ツーリズム施設等の交流人口
 - (2)北広島市内の農業者等の総合化事業計画の認定件数
 - (3)北広島市の新商品開発等の件数

- 5 育成を図る6次産業化事業体等の将来像・・・・・・・・ 11

- 6 北広島市が6次産業化等に取り組む農業者等を支援するために行う施策・・・・・・・・ 11
 - (1)6次産業化等支援事業補助金
 - (2)農商工連携に取り組む商工業者が活用できる支援策

- 7 国や関係機関の支援策の活用推進・・・・・・・・ 11

- 8 用語・・・・・・・・ 12

※資料 北広島市6次産業化等推進協議会設置要綱

1 はじめに

(1) 戦略策定の趣旨と位置づけ

本市では、「北広島市総合計画（第5次）」において、まちづくりの基本的なテーマ「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざし、「希望都市」「交流都市」「成長都市」の3つのめざすテーマを掲げ、緑豊かな生活環境、人々の生き生きとした交流と産業の活気、また札幌市に隣接した交通利便性が高い地理的条件を活かしたまちづくりを推進しています。

また、平成27年度に策定した「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）では、「北広島市人口ビジョン」における本市の将来展望を踏まえ、「希望」、「交流」、「成長」、「挑戦」の4つの基本目標により、具体的な取組を推進することとしています。

北広島市6次産業化等推進戦略（以下「推進戦略」という。）は、総合戦略における基本目標「挑戦」の基本的方向で示す「農業経営の多角化や6次産業化等（※1）に向けた取組など、地域資源である農畜産物や農村地域等の付加価値をより一層高めることで、農業を核とする新たな産業を創出し、所得向上や雇用促進」につながる取組を地域総ぐるみで推進し、農業はもとより、商工・観光などの他の産業の振興を図るための方策を示すものです。

なお、推進戦略は行政機関、農林業団体、農林業者、商工観光団体、金融機関、試験研究機関等で組織する「北広島市6次産業化等推進協議会」（平成29年12月設置）（以下「推進協議会」という。）と連携して策定します。

(2) 戦略期間及び目標年度

戦略期間は平成30年から平成34年度までの5年間とし、目標年度を平成34年度とします。

(3) 推進戦略の推進体制と進行管理

推進戦略を着実に推進するため、毎年度、実施状況を検証し、必要に応じて見直すPDCA（※2）（計画-実行-評価-改善）のマネジメントサイクルを実行することにより、戦略の実効性を高め、戦略期間における成果目標の達成を目指します。

なお、推進戦略の進行管理は推進協議会と連携して行います。

2 北広島市の農業及び6次産業化等の現状と課題

(1) 北広島市の自然環境及び農業の概況

本市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、面積は南西部は狭く南北に伸びて次第に広がるやや菱形に近い地形で、周辺は52.5km、総面積は119.05km²となっています。

本地域の地質は、大部分は洪積層からなり、地形は南西部にある島松山(492.9m)を除いては、標高100m前後の丘陵が各所に起伏しており、平坦地は丘陵上部の台地と東部地区に分布する低台地に存在しています。また、低地は千歳川流域及び丘陵の各沢地に存在しています。

地域の土地利用の状況は、37%が森林・原野で、約17%が農用地、その他46%となっており、農用地については、水稻、酪農、野菜、養豚、花きを基幹作物として振興を図ってきており、道央圏における食料基地として重要な役割を担ってきたところです。

都市化の進展とともに、農家戸数、耕地面積は後継者不足や高齢農業者の引退などにより減少していますが、担い手となる農業者の耕地面積は増加する傾向にあり、収益性の高い野菜栽培や観光農園などの取組が進められています。

また、エゾシカなどの有害鳥獣による農作物の被害が拡大しています。

さらには農産物の貿易自由化の進展と相まって、農業の取り巻く環境は一段とその厳しさを増している状況にあります。

【基本指標】

総土地面積 11,905ha

耕地面積 1,980ha 田耕地面積 441ha 畑耕地面積 1,540ha

林野面積 4,505ha

総人口 59,064人 総世帯数 23,551世帯

農業就業人口 233人

農業経営体数 116経営体

総農家数 154戸

自給的農家数 48戸

販売農家数 106戸

主業農家数 53戸 準主業農家数 9戸 副業的農家数 44戸

専業農家数 78戸 第1種兼業農家数 13戸 第2種兼業農家数 15戸

農家集落数 13集落

農産物直売所数 21施設

農地所有適格法人（農業生産法人） 19法人

林業経営体数 4経営体

農業産出額推計（合計）704千万円

耕種計 130千万円 米 15千万円 麦類 1千万円 野菜 103千万円

工芸農作物 1千万円

畜産計 575千万円 肉用牛 11千万円

乳用牛 65千万円（うち生乳57千万円） 鶏 290千万円

主な作付・飼養状況

～ 稲・麦・雑穀など ～

水稻 25経営体 220ha 小麦 7経営体 32ha そば 8経営体 91ha

その他雑穀 4経営体 38ha 馬鈴薯 51経営体 -ha

大豆 12経営体 34ha 小豆 19経営体 13ha

～ 野菜 ～

だいこん 34経営体 65ha にんじん 20経営体 -ha

はくさい 18経営体 2ha キャベツ 28経営体 16ha

レタス 9経営体 41ha ねぎ 5経営体 5ha

たまねぎ 5経営体 7ha

ブロッコリー 25経営体 -ha トマト 16経営体 1ha

ピーマン 6経営体 -ha いちご 11経営体 -ha

その他の野菜 45経営体 63ha

～ 花き・その他作物 ～

花き類 5経営体 -ha

花木 6経営体 -ha

その他作物 7経営体 -ha

～ 畜産 ～

乳用牛 9経営体 1,119頭

肉用牛 8経営体 -頭

豚 2経営体 -頭

※ 基本指標は、農林水産省～統計情報わがマチ・わがムラ、総務省～平成27年国勢調査、2015年農林業センサス等の統計情報によります。また、数値が「-」となっている項目は統計上未公表となっているものです。

(2) 都市型農業への展開

農業の営みは、国土保全、自然環境の維持、美しい景観の形成、教育や保養の場の提供など多面的な機能を有しているといわれています。

しかしながら、昨今の農業を取り巻く環境を見た場合、農業の先行き不透明感から後継者不足や農地の遊休地化に一層の拍車をかけている状況にあります。

このような現状を打開するためには、地理的優位性を最大限に生かした農業振興を

図ることが重要な課題となっています。

本市の観光客入込客数調査にみる観光客数は、年間 100 万人を超えており、また、大型商業施設が立地している大曲地区には年間 1 千万人以上が訪れており、これらの観光客等を農村地域へ呼び込む方策として、野菜や加工品等の直売所や農村レストランなどのグリーン・ツーリズム（※3）等の取組を促進し、農村地域の魅力を積極的に発信することで都市住民との交流人口増につなげ、多様な所得機会の創出や農村地域の活性化を図ることが必要です。

北広島市総合計画（第 5 次改定版）において、需要の高い市民農園や産地直売型農業、観光農園などの地域資源を活用し、グリーン・ツーリズムを進め都市と農村の交流を深めること、大消費地に近い特性を生かし都市住民の需要に即した農業生産の振興を図ること、観光や教育、環境など他の分野と関連させ、複合的な要素により農業振興を図ることを基本的方向に定めています。

現在、本市には、いちご摘み体験農園が 7 園、ブルーベリー摘み体験農園が 2 園、農産物直売所が 12 か所、市民農園整備促進法に基づく市民農園が 8 園、乗馬体験施設が 3 か所、農村レストラン（カフェ）が 3 軒あり、これらの平成 28 年の来客数は約 62 万人、売上額は約 9 億円となっています。

(3) 6 次産業化等の現状

本市の農業は、札幌圏の青果市場等への農産物の出荷を柱に J A を中心とした系統出荷が進められ、安定した農家所得を確保しています。農業の 6 次産業化については、件数、規模ともに少なく、養豚農家による農村レストランの開設や、製飴、いちご生産農家によるジャムの生産販売、農協の加工施設「虹のセンター」を活用した農協女性部による人参ジュース、味噌や農協食品グループによる漬物、豆腐などの生産がみられ、一部の動きに留まっていたましたが、近年になって、グリーン・ツーリズムの活動が活発化してきており、新たに農商工連携と 6 次産業化の動きがみられるようになりました。

農商工連携では、地場産品を応援する緑提灯^{みどりちようちん}（※4）の飲食店が開業したほか、ひろっこうどん（人参うどん）・ひろっこラーメン（人参ラーメン）が誕生し、商業者を中心に赤毛種米を原料とする日本酒「久蔵翁」、米粉を使ったロールケーキ、焼菓子、甘酒、プリン、アイスクリーム、北広島産デントコーンを原料とする焼酎「kibi 畑」、トマト生産者によるトマトソース、大根を使った蒸饅、南瓜などを使ったプディングなど、札幌圏の消費地や観光客等を意識した新たな動きが出始めています。

また、農業者が取組を進めているグリーン・ツーリズムにおいても農作業体験や直売以外に加工品製造や農泊の取組について検討する動きがみられ、グリーン・ツーリズム振興を期し、実践者有志による「北広島市グリーン・ツーリズム協議会」が平成 29 年 3 月に設立されています。

さらに、飲食業者や農家子弟の方から農村レストラン開業などの相談が複数件寄せられており、札幌圏にあって交通の便に優れ、さらには農村環境をも有する北広島市の地域特性が注目されているところです。

本市では、総合戦略において、いちごなど地域の主要農産物を活用した6次産業化等を推進し、農業の振興、交流人口の増加、雇用の創出、他産業への効果の波及など、地域全体を巻き込んだ地域振興策の展開を目指しています。

国においても、農業の新たな展開、稼ぐ農業を目指し、様々な施策を打ち出されており、6次産業化もその一つとして掲げられているところです。

【北広島市のグリーン・ツーリズム施設等の交流人口・売上額】

	26年度	27年度	28年度	29年度 (見込み)
交流人口（人）	59.8万	61.7万	62万	62.4万
売上高（円）	10億40万	10億160万	8億9,860万	9億390万

【北広島市の6次産業化等による商品開発事例】

原料	加工品
米	日本酒 甘酒 酒粕プリン 酒粕アイス おにぎり PB米 米粉 菓子 パン
大豆	味噌 豆腐
大根	漬物 蒸饅 カレー
いちご	ジャム ジェラート
アロニア	ジャム
人参	ジュース うどん ラーメン
トマト	ジュース ジャム
蜂	はちみつ 蜜蝋
卵	液卵
デントコーン	焼酎

(4) 6次産業化等の課題

北海道における農業の6次産業化は、農地所有適格法人（農業生産法人）の比較的大規模経営の経営多角化によるものと、小規模経営体による消費者との距離が近い取組に大別され、その取組は、農産物の加工が多く、多様な目的を持った個性的な事業が少ない傾向にあります。また、個別・単独での取組となっており、農村地域ぐるみの取組や地域経済と連関していく取組に成長していく実例は少なく、多様な組織や地域の人々との長期的な対話と仲間づくりが重要と指摘されています。

事業計画においては、助成制度を活用する場合など、5年以内で成果を出すように取組目標が定められている場合が多く、取組の成果を出すには短いという指摘もあります。

近年の異業種からの農業への参入や、大手企業による6次産業化への参入は大資本による消費者の志向に対応した形での参入であるとともに、地域への関与を強め、小さな商圈を作り出す動きも起きていますが、地域発の6次産業化は、資本、戦略ともに規模が小さく、計画のとおり成功するか、あるいは中途半端な事業となるか不安視されることが多い現状にあります。

北広島市発の6次産業化は市と実施者と地域がしっかりと連携し、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源を地域において可能な限り共有化することや地域が持つ魅力を地域の内外に発信していくこと、地域外の需要を取り込む体制づくりを進め、6次産業化を地域の面的振興策として推進することが課題となっています。

そのためには、例えば、輪厚スマートインターチェンジやくるるの杜の周辺、竹山・椴山などの北海道らしい大自然が望める良好な農村環境と交通条件を生かし、市と地域、関係機関等が連携して、地域ごとに6次産業化事業体の育成を図り、市全域の都市型農業の振興につなげる取組を戦略的に行っていかなければなりません。

また、最近の様々な地域活性化の取組などでは、女性や若者、さらには、地域起こし協力隊など地域外から新しい視点を持った方の活躍も重要になってきています。

本市での6次産業化への取組は、気運が高まりつつありますが、まだまだ取組実例は少ない状況となっております。日本政策金融公庫「農業の6次産業化に関する調査」

(2012年12月調査)によると、農業者が6次産業化に取り組んだ年数は平均13.5年、黒字化までは平均4.1年（最短0年～最長25年）という結果でした。また、7割強が所得改善効果を実感しているという結果が得られている一方で、回答の多くが資金的余裕と精神的な辛抱が重要であると指摘しています。

3 現状と課題を踏まえた6次産業化等の推進方策

(1) 6次産業化等支援事業補助金の創設

補助制度の創設により、6次産業化等に取り組む農業者や商工業者等を支援し、新商品開発・販路開拓等の推進事業や商品販売施設・加工施設等の整備事業の促進を図り、北広島市の特産品の数を増やしていきます。

(2) 人材育成

① 6次産業化等の先行事例紹介

農業者や商工業者等が6次産業化等の先行事例などの情報を容易に入手できるよう、市のホームページに掲載するとともに、国や北海道から提供される6次産業化等の関連情報を周知します。

② セミナー等の開催

市や推進協議会、北広島市グリーン・ツーリズム協議会が連携し、6次産業化やマーケティング、経営改善等に関するセミナーや研修機会を創出し、農業者や商工業者等の意識醸成を図ります。

③ 市内の6次産業化等の取組を紹介

地域資源を活用した特色ある6次産業化等の商品を市内外へPRするために、紹介冊子を作成するとともに、ホームページにも掲載します。

(3) 6次産業化・農商工連携の促進

① サポート体制の強化（行政機関・金融機関その他関係団体との連携）

- ・北海道6次産業化サポートセンター（※5）や6次産業化プランナー等を活用し、6次産業化等の事業計画の作成を支援する体制づくりを推進します。
- ・6次産業化等の事業運営に必要な資金調達に関し相談体制づくりを推進します。
- ・加工適性のある作物の導入などに対する支援体制づくりを推進します。

② 農業者と商工業者等のマッチング支援

販路開拓や加工に取り組む農業者と地元農産物等を求める加工業者や小売業者、飲食業者を結びつけ、農産物の利用や加工品等の商品開発を促進します。

(4) 地産地消の推進

① 直売施設等の開設を支援

農産物の直売施設やレストラン施設の開設について、地域の意向を的確に把握し、「農村滞在型余暇活動機能整備計画（※6）」（市町村計画）へ積極的に掲載していきます。また、関係機関と連携し、農地転用や開発行為等の相談体制づくりを推進します。

② 飲食店や各家庭における地元食材の活用を促進

市内の飲食店や学校、幼稚園、保育園、各家庭等における地元食材の活用を促進するために次の活動を推進します。

- ・地元でとれる野菜等の情報発信（ホームページや町内会回覧等）
- ・児童生徒を対象とした食農教室において地産地消の学習機会の提供
- ・直売所の目玉となる野菜や独自の取組を支援

(5) 販路の拡大

① 関係機関団体等が発行する広報誌の活用

「石狩こだわり農産物ガイドブック」や「石狩絶品倉庫」をはじめとした地域外向け地元食材等の活用促進パンフレット等を活用し、地域外消費の取組を推進します。

② ふるさと返礼品の活用

市役所関係課と連携し、地元の6次産業化等の商品をふるさと納税返礼品に活用します。

③ 各種イベント等の活用

市内外のイベント情報を把握し、地元食材を使用した加工品等の商品PR活動を推進します。

④ 農業者や商工業者等が取り組む販路開拓支援

オンラインストアの開設や道内外商談会への出展等の販路開拓を、6次産業化等支援事業補助金等により支援します。

(6) 地域ぐるみの新商品開発プロジェクト

関係機関・団体と連携し、今後5年間で商品開発プロジェクトに取り組み、地域ぐるみで6次産業化等を推進します。

4 6次産業化等の成果目標

(1) 北広島市のグリーン・ツーリズム施設等の交流人口（年間目標交流人口・売上額）

	26年度	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度 (1年度目)	31年度 (2年度目)	32年度 (3年度目)	33年度 (4年度目)	34年度 (5年度目)
交流人口（人）	59.8万	61.7万	62万	62.4万	63.2万	74.8万	78.7万	82.1万	85.5万
売上高（円）	10億40万	10億160万	8億9,860万	9億390万	9億940万	12億1,880万	13億340万	13億7,400万	15億2,590万

(2) 北広島市内の農業者等の総合化事業（※7）計画の認定件数（5年間で4件を目標）

	30年度 (1年度目)	31年度 (2年度目)	32年度 (3年度目)	33年度 (4年度目)	34年度 (5年度目)
単年度目標	1件	1件	1件	1件	-
件数(累計)	1件	2件	3件	4件	4件

(3) 北広島市の新商品開発等の件数（5年間で6件を目標）

	30年度 (1年度目)	31年度 (2年度目)	32年度 (3年度目)	33年度 (4年度目)	34年度 (5年度目)
単年度目標	2件	1件	1件	1件	1件
件数(累計)	2件	3件	4件	5件	6件

○地域ぐるみの商品開発プロジェクト事業に取り組むとともに、6次産業化等支援事業（商品開発等補助金）の推進により、目標年度までに6件の新商品の開発を目指します。

5 育成を図る6次産業化事業体等の将来像

本市の6次産業化については、比較的小規模な農業者が多く、単独で6次産業化に取り組むことが難しい状況にあります。それゆえ、農業者同士の連携や商工業者との連携、地域全体の連携のほか、市外の農業者や商工業者と広域的な連携を図り事業を推進する6次産業化事業体を育成し、もって市の農産物の価値向上、農業所得の向上、農業経営の多角化を促進し、地域の雇用創出や経済活性化など産業や観光の振興につなげることを目標とします。

6 北広島市が6次産業化等に取り組む農業者等を支援するために行う施策

(1) 6次産業化等支援事業補助金

- ① 加工・直売施設や設備等の整備費に対する助成
- ② ①の整備を、融資を受けて実施する場合、当該年度の支払利子の一部を助成
- ③ 新商品の開発や販路の開拓に要する経費等に対する助成

(2) 農商工連携に取り組む商工業者が活用できる支援策

- ① 中小企業者等融資制度
信用保証料の全額と利子の一部を補給
- ② 起業促進支援事業補助金
店舗等の改装費用を補助
- ③ コミュニティビジネス創業支援事業補助金
コミュニティビジネスを新規に創業するとき、認定を受けると開業費用の一部を補助
- ④ 空き店舗利用促進事業補助金
市内の空き店舗で開業する場合、北広島商工会から賃借料を補助

7 国や関係機関の支援策の活用推進

国や関係機関の支援策の情報を市のホームページ等で周知し、活用推進を図ります。

- ・農林水産省～食料産業・6次産業化交付金
- ・経済産業省～農商工等連携対策支援事業（補助金）

- ・公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施する補助事業
- ・一般財団法人さっぽろ産業振興財団～6次産業化活性化推進事業
- ・日本政策金融公庫や農林中央金庫の融資制度等
- ・北広島市と包括連携協定を締結している企業・金融機関・大学等との連携 など

8 用語

※1 6次産業化等

推進戦略では、6次産業化と農商工連携、地産地消の取組を総称して、6次産業化等と表現しています。

～6次産業化～

1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のことです。

～農商工連携～

農林漁業者と商工事業者が相互の強みを活かして、新商品・新サービスの開発や、販路開拓を行う取組のことです。

～地産地消～

地域の農林水産物の利用を促進することにより、地域の農林水産物の消費を拡大する取組のことです。

～関係法令～

- ・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）
- ・「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（農商工等連携促進法）

※2 PDCA

Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点を業務プロセスの中に取り込むことで、継続的な推進を改善するマネジメント手法です。

※3 グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。推進戦略では、農作業体験施設や野菜・加工品等の直売所、農村レストラン、いちご狩り等の観光農園など、観光客等を農村地域へ呼び込むための施設を総称して「グリーン・ツーリズム施設」と表現しています。

なお、本市では、農作業体験や直売以外に加工品製造や農泊（農山漁村滞在型旅行）の取組について検討する動きがみられており、実践者有志による「北広島市グリーン・ツーリズム協議会」が平成 29 年 3 月に設立されています。

※4 緑提灯

日本の食料自給率向上のため国産食材を使っているお店を応援する取組です。カロリーベースで国産食材の使用量が 50%を超えるお店で、緑提灯を掲げることができます。小樽市で始まり、現在では加盟店舗は全国で 3000 店舗をこえています。北広島市内には「まんぞく屋」「レストラン グリーンパーク」があります。

※5 北海道 6 次産業化サポートセンター

北海道から委託を受け、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが開設している 6 次産業化に関する相談窓口です。6 次産業化の取組に必要な知見や実践的な経験を得るための研修会も開催しています。

また、必要に応じ中小企業診断士や農業経営アドバイザー、税理士などの有資格者をはじめとした 6 次産業化プランナーの派遣を行っています。

※6 農村滞在型余暇活動機能整備計画

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（農村休暇法）及び北海道の基本方針に基づき市町村が作成するものです。この計画に、農業者等が実施しようとするグリーン・ツーリズム施設の開設計画を位置づけることにより、グリーン・ツーリズムの機能の効果的な整備を図ることとしています。

※7 総合化事業

六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者が、①農林漁業経営の改善を図ることを目的に、②農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、③農林水産物等の価値を高めることを目指す新商品開発・販路開拓、新たな販売方式の導入等を実施する事業のことです。

総合化事業を行うに当たり、事業計画書を作成して農林水産大臣の認定を受けることができます。認定を受けると、計画に基づく加工施設・設備等の整備について、国の交付金を活用できるようになります。

北広島市 6 次産業化等推進協議会設置要綱

制 定 平成 29 年 11 月 28 日
市長決裁

(設置)

第 1 条 本市の地域資源を活用した 6 次産業化、地産地消並びに農業及び商工業の連携（以下「6 次産業化等」という。）の取組を促進するために必要な協議を行うため北広島市 6 次産業化等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市の 6 次産業化等の取組に関する戦略の策定に関すること。
- (2) 6 次産業化等に係る関係機関、団体等との連携の促進に関すること。
- (3) 6 次産業化等に関する調査及び情報の提供に関すること。
- (4) 6 次産業化等に関する事業の発掘、育成等に対する支援に関すること。
- (5) その他 6 次産業化等の取組の促進のために協議会が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 次に掲げる団体等から選出された者

- ア 北広島市
- イ 北広島市教育委員会
- ウ 石狩農業改良普及センター
- エ 農林業に関する団体
- オ 商工業及び観光に関する団体
- カ 市内の金融機関

(2) その他市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第 4 条 協議会の会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、構成員の互選により選任する。

3 副座長は、構成員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、協議会の会議の議長となる。

- 3 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、経済部農政課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。